

就学援助制度のご案内

一関市教育委員会

一関市では、お子さんが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して学用品費や給食費など就学上必要な経費の一部を援助しています。

失業や転職等により家計が急変し経済的にお困りの方、お子さんの教育費に不安を感じている方は、お子さんの通学している学校へご相談ください。

○ 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護の停止又は廃止をされた方
- (3) 世帯全員の市民税が非課税または減免を受けている方
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当を全額受給している方
- (6) 世帯全員の収入が生活保護法に基づいて算出される基準額以下の方
- (7) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると市長が認める方

基準に該当する可能性のある方は、申請していただくことをおすすめします。

※申請した方すべてが認定されるわけではありません。審査のうえ認定の可否を決定しますのでご注意ください。

■収入基準額モデル (参考例)

世帯人数	世帯構成の例	世帯収入基準額 (持ち家の場合)	世帯収入基準額 (家賃2万円の場合)
2人世帯	父または母・小学生1人	210万円	245万円
3人世帯	父・母・小学生1人	250万円	280万円
4人世帯	父・母・小学生1人・中学生1人	285万円	315万円
5人世帯	父・母・小学生2人・中学生1人	325万円	355万円
6人世帯	父・母・祖父・祖母・小学生2人	340万円	370万円
6人世帯	父・母・祖父・小学生2人・中学生1人	360万円	390万円

世帯構成・家族の年齢・家賃・社会保険料等により基準が大きく変わります。

○ 申請について

申請を希望する場合は、申請書類をお子さんが通学している学校へ提出してください。

申請書類は学校・教育委員会学校教育課（一関市花泉支所3階）・各支所地域振興課・児童保育課（一関保健センター内）で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

【申請書類】

- (1) 就学援助費受給申請書（様式第1号）
- (2) 振込口座の通帳の写し
- (3) 添付書類 ※申請理由により異なりますので、詳細は申請書をご確認ください。

○援助の内容

※令和8年度の支給額です。

※転入等により認定日が5月1日以降となる方は、認定日の属する月分から月割額の支給になります。

費 目	金 額 (年 額)		支給時期	
	小学校	中学校		
学用品費	11,630 円	22,730 円	8月・12月・3月	
新入学児童生徒学用品費 ※年度途中の認定を除く	64,300 円	81,000 円	3月 (入学前) または 6・7月	
通学用品費 ※新入学児童生徒学用品費 支給対象者を除く	2,270 円	2,270 円	8月・12月・3月	
修学旅行費	保護者負担分(補助対象分)		随時	
校外活動費			8月・12月・3月	
宿泊を伴うもの	限度額 3,690 円	限度額 6,210 円		
宿泊を伴わないもの	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円		
学校給食費	保護者負担分			
PTA 会費	限度額 3,450 円	限度額 4,260 円		
生徒会費	4,650 円	5,550 円		
クラブ活動費	限度額 2,760 円	30,150 円		
オンライン学習通信費 ※世帯に対して支給	15,000 円	15,000 円		
卒業アルバム代	限度額 11,000 円	限度額 10,000 円		2月
医療費	※以下の疾病に対し保護者負担分を支給 【対象疾病】トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病			

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ対象です。

○その他

・審査は前年中の収入をもとに行っております。申請時点において失業・転職や長期療養等により経済的に困りの方は事情をお伺いのうえ審査を行いますので、お子さんが通学されている学校（小中学校にきょうだいがいる場合は小学校）へご相談ください。

・区域外就学をされているお子さんは支給費目が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

お子さんの通学している小中学校

または一関市教育委員会 学校教育課（電話 0191-82-2239）